

逐月刊行

卷四

西洋雜誌

江戸開物社



定便貳分



イ 875
826
4

西洋雜誌卷四

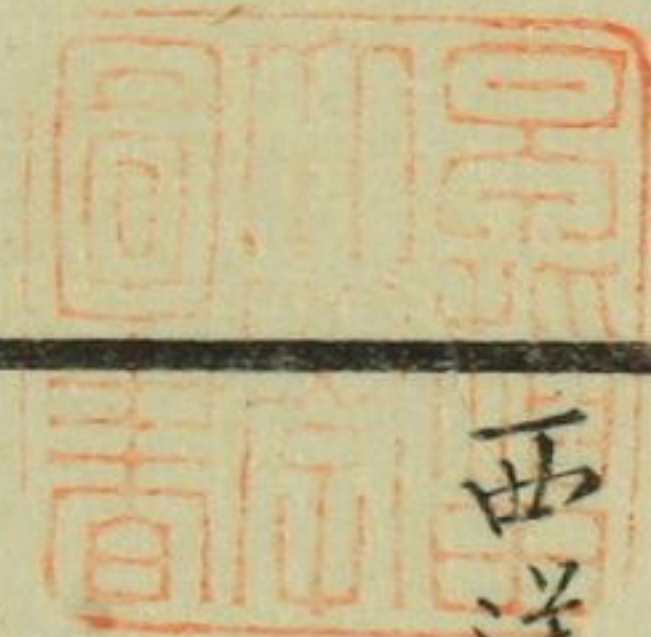
楊江漢夫輯錄

各國在位帝王の名并に即位の年厯略表

大日本 今上皇帝御諱睦仁ムツヒト 慶應三年
御即位あり

清朝 同治帝 文久二年即位

フランス帝 ロウオニスナポレオン 嘉永四年即位



オロヤ帝アレキサンドル第二 安政二より

イギリス女王ヒクトリヤ 天保八より

アメリカ聯邦 合衆 大統領ジョンソン 慶應二ヨリ

オーストリア帝 フランシス、ヨーセフ 嘉永元ヨリ

プロイス王 井ルレムオ一 文久元より

イスパニヤ女王 マリヤ、イサベルラオ二 天保四

より

ポルトガル王 ロウ井スオ一 文久元より

トルコ帝 アブズル、アジズ 文久元より

オランダ王 井ルレムオ三 嘉永二より

ベルギー王 リオポルドオ二 慶應二より

ローマ法王 ピウスオ九 弘化三より

イタリヤ王 ヒクトル、イマニウル 文久元より

ギリシヤ王 ジオルジオ一 文久三より

ズエーデン及ノルワイ王 チャルレスオ十五 安政

六より

デ子マルク王キリスチヤン第九 文久三より
ス井ッス合衆國より領無し

ゼルメン諸國去年プロイスの戦争より南北二部
に分る其大略西洋各國一覽表圖の末に記
せり尚詳あるを次巻に記せざる

○北部同盟國 プロイスを盟主とす
サクセン王 ジョワン 安政元より
メクレンブルグ、スエーリン公 フレデリキ、フランス 天保

十三より

オルデンブルグ公 ニコラース 永六より
サクセン、ウエイナル公 チャルレス、アレキサンドル 同上
メクレンブルグ、ストレルツ公 フレデリキ、井ルレム
安延元より

ヘスセン、カッセル公 フレデリキ、井ルレム 第一弘化四ヨリ
ブロンス井ク公 井ルレム 天保二より
サクセン、メーニンゲン公 ベルナルド 即位の年未詳

サクセン、コブルグ、ゴッタ公エルンスト弟二 弘化元より

アンハルト、デッサウ、ケテン公リオホルド、フレデリキ

文化十四より

サクセン、アルテンブルグ公エルンスト、フレデリキ

嘉永六より

アンハルト、ベルンブルグ公アレキサンドル、シャルレス

天保五より

ワルデック侯ジオルジ、ヒクトル 弘化二より

リッペ、デトモルド侯ポウル、フレデリキ 嘉永四より

スワルスブルグ、ソンドルソウセン侯フレデリキ、シャル

レス 天保六より

スワルスブルグ、ルデルスタット侯フレデリキ、ギュンデル

文化四より

リウス、スレーツ侯ヘンリー弟六十九 安政三より

シャウモンブルグ、リッペ侯ジオルジ、井ルム 文化四より

リウス、グレイツ侯ヘンリー弟廿二 安政六より

○南部同盟國

バイエレン王マキシミリアン第一 嘉永元より

ユルテムベルグ王井ルレム第一 文化十三より

バーデン公フレデリキ 安政三より

ヘスセンダルムスタット公ロデウエイク第一 嘉永元より

リキセムブルグ公と和業王より之を兼ね是

亦北部に在り但し會學に加はりしや否

未詳

南アメリカ洲ブラシル帝ペドロ第一 天保二より

エジプト王イスマイル 文久三より

エジプト元トルコに属し其王爵を巴札パサと稱

す文久三年トルコを離れて獨立すといふ

其他より洩れざるを追て後巻に記すべし

○褒功私説 神田孝平述

西洋諸國の事ハテントといふ事あり譯され

ざる褒功法といふ事ありアメリカは合衆を稱

みえは設計殊に盛りして國於に褒功院と
稱する一大役所を設け國中はパテント事務
を掌らしむる内事務宰相の支配より今其制
度を考ふるに譯しに褒功法といふことと
軍功政績を褒賞するの謂ふことありしに妙術
奇器等を新しき發明せし功を賞するの事と係
り蓋し妙術奇器等の事と末技に屬する
こと似たりとも百工は事是を以て中とせざる

者なりれど即ち其發明の功を以て民を開き國
を富むの本源とも稱すべき存する西洋并合
を以て悉くパテントを及らざるも専ら右の由縁
とすべし

我嘗てより我邦人民の風智を以て古より法
の技藝を好まざるも北を然とも今是を
西洋人の手際とせば大に及ぶる所なる
に似たり西洋人の技藝を講究する私子を奨

又父志を起して果さざれば子之を継ぎ其
子志を得ざれば孫之を継ぎ遂に成業
は即ちされば止まざるなり新あり俄に之を以て
我邦人の風智とお異なる者ならん如れども
其能く其の如く刻苦する所以を察されば至儀
あるに似らざれば只パテントの設あるに止まり
さればパテントの重要なるおと弊を察せざる
所をれば何卒其制度を詳に取調むと思

いども如何せん其書甚だ得て偶々之を
りても固陋淺學の弊を解き去るべきに
く之が為の志を告ぐべきに追々見ゆべき所あり
て此頃より少くはる所あるが如く覺えられ
之は甚き私私を敷衍し解り爰に愚蒙の私を
述ぶべし
凡そ新器妙術等を稔習する者大抵人情の好む
所をれば其心力を専らしむるなり

巻四
七
ありてハ誠意を傾きしめて嘗て悔ひざる者あり
斯くて後時一得る所ありてありて其事他人は
學がよき秘の事なれば必用いふ一死するも新
の事一學のいあるやなり時其より忽ち世より流
傳一科の發明を一人もいふ事なきも其處
一得ざるに世より之を以て許すの利益を好む
者ありたり況や新發明を好む程の人の多くは
尤も之一一性より自ら悔を樂くも能くは歴し

利権あるもの、寵給を受け其業貴がれ身
半ざればなきも有功の人より時人癖人亦の
機を破るにあり者なり是皆技藝を愛むの政を
起故より作り作保又技藝を愛むんとし新發明
の事あり毎之を褒賞されば櫻よ新事を御ひ
各用の技を挿し褒賞を激めんといふるは必ず
されば技藝のよりハ褒賞の政をければ必ず
其契り有りて有りて解りる者あり然るを

有互の旨遠當の宜を得て亦して流弊の生じ
き憂を免れ且パテントの法のとなり是は此法の
善く萬國之行もれて愈熾んある所以と云ふ
扱其法といふも先づ國都に之を考ふるべき一
役所を置き國中に新法の發明あるごとく真
そ役所より届けを吟味を受けしむる所役所
こそ吟味を為すの法も亦その法なるも
あれど先づ徳射奇のそすを分つて三大類を

なり一第一は其國事各者のそすを發明せし者
第二は他國より發明せしそすを始て自國に學
び傳へしもの第三は古來有來のそす又改良を加
へたる者あり右の三類は皆つて新法の等級を
定め具え年を何程より功用を發行といふそ
を鑑定し而して後若干年限を定め右年限の
内發明せし者を其例又も其器の模倣と解
之は亦總を與へ役所の権を以て之を保護し

年限中も株主の許の外も余人をして安ん
 之を倣ひあるを以て欲得せしめん蓋年限を以て
 釋も良法のいつ中もと吾く國中も廣くしご
 うを強りてなり又年限の長短ハ株主の元手
 を取戻し勞を續かば何れの利分をねんき年月
 を計りて之を定むる也
 (蘭人ハラタマ曰或も
 十年或も百年定法あり鐵道の如きも凡そ
 百年を期といふ今硫酸局を日本も作らば政府

堅固をもは五年も水ざれば之を欲せんとも又
 役所より之を津獲し運んばなりとも株主より
 お金の運上を取立ると有り又株主の外も
 其の多を倣はんも形も者らもは株主ハ熟達し
 若干の揚錢を細し株主の許を賣るとも有り
 有りその他役所も年々の新費もを悉く
 記録し年々平けしと書きたる公布もなり
 是をパテントの制度の大畧と西洋并合元國等

天

口

ト

表 四
一
よき志の通の制度ある故に一事を發明し又も
傳習し傳へ者たれば大なる利を得るべしなり
傳へ國中人民譽て憤勵し次ぎは材藝を園地
富玉の源ともあるにあり方今我邦の人民材
藝は於てハ殊西洋人及及ぶざる者ありと雖一旦
西洋の法を倣ひパテントの制度を設けんと人民
の材藝は又上達するべしとあるべし假令吾國未嘗有の
發明を爲す可しと能はばとも西洋人の是と爲し

置きしことを學び傳ふる程のつゆの交易をさるべし
西洋人教百年の苦心力を費して發明せし事
を今交易を學び傳ふるに就て得る世の法は所謂
湿多しと粟を振むの影を是程利益あるべし
且試又一例を挙げて之を云ふと近頃横濱にて異
人より写真鏡の法を傳習し來る者あり其内容
を委しく知れど大槩を察するに條程の元を
を費ししなるべし其後都下にてその法を以て

留るべきの如く極くの妙法を借るるに如く
 且役所の保蔵なりてお違ふく利分を収むべき
 尺迄下りば償を放らて大金を出し或は悪気
 様園を買取らんと思ひ立ち或は造船の法を學
 らんと企つる者ありて世間の風習の如くは
 ば數百千人を擧ぐる修習を命じたるも猶
 べし且又行事お限らば莫大の利益あること
 一方は害の生じざるをなれば遽に之を以ひが

然るに此バテントの法は於て右も論する通利益
 の莫大ありては常て一害の生じざる程
 を見ぞ實に國を治るに民を開くの政を以ひたるを
 んと稱しは是は過ぐるの良法教ありては
 一とせざるなり
 扱又此法を以ひたるもまた於ては前もやせ
 如く先づ國都に之を取扱ふべき役所を設けざる
 處よりは依て又此法を以ひたるも是れ是れ

振合といふ方今の名目といふ我開成所なり
 適者其の役所の暇さざりといふ是れは行年我
 開成所といふ法を兼修せざるべきよりの
 命はらんを窺ひ冀ふありき存まざる世間又技
 藝の日は感あるにほい開成所も自ら感ある
 物りと雖も開成所といふ是を修まると掌らざるに
 強ち論をきき程も水ど行まの局にて学ありとも
 名支らざる一ければ只了知又速は法の如し

まして奇器妙術の國中は開け民生日用の助と
 あり國家百法の源ともきしむべきを偏り希む
 望むふらん

